

みたけ草刈りサポーター・みたけ草刈りボランティア 制度の概要

令和8年4月1日現在

目的	御嵩町が所有する土地（町有地）において、自発的に草刈り活動を行う団体及び個人を「みたけ草刈りサポーター」及び「みたけ草刈りボランティア」として認定し、活動を支援することで、住民と行政が協力し、快適で美しいまちづくりを推進すること。									
交付対象地	町長が別に定める町有地（別紙一覧表を参照）									
種類	みたけ草刈りサポーター					みたけ草刈りボランティア				
交付対象者	成人を含む2人以上で活動する団体					1人で活動する成人				
交付対象活動	指定された土地の面積に応じた草刈りを行う。 ※1日で行う必要はない。					1回あたり30分以上の草刈りを行う。 ※草刈りは1箇所である必要はない。				
交付方法	活動実績（草刈り面積）に応じて報奨金を交付する。					活動実績（草刈り時間）に応じてポイントを付与し、年度間のポイント数に応じて報奨金を交付する。				
交付金額	実施面積100㎡につき、1,500円 1箇所一回あたりの上限45,000円					30分につき1ポイントを付与し、1ポイント300円 年度間上限3万円（累計100ポイント、50時間分）				
	草刈り面積	金額	除草面積	金額	草刈り時間	獲得ポイント	金額	除草時間	獲得ポイント	金額
	300 ㎡	4,500	1,800 ㎡	27,000	5:00	10	3,000	30:00	60	18,000
	600 ㎡	9,000	2,100 ㎡	31,500	10:00	20	6,000	35:00	70	21,000
	900 ㎡	13,500	2,400 ㎡	36,000	15:00	30	9,000	40:00	80	24,000
	1,200 ㎡	18,000	2,700 ㎡	40,500	20:00	40	12,000	45:00	90	27,000
1,500 ㎡	22,500	3,000 ㎡	45,000	25:00	50	15,000	50:00	100	30,000	
手続きの流れ	①認定申請									
	申請書に団体名、代表者の住所、名前、連絡先、担当者の名前、連絡先、草刈り実施箇所及び実施月、報奨金振込先口座を記入し、団体構成員名簿を添付して送信または提出する。					申請書に住所、名前、生年月日、連絡先を記入し、送信または提出する。				
	①-2申請方法									
	ア：二次元コードを読み込み、スマートフォン等を使用し町へ送信する。 イ：申請書を、役場又は3地区出張所（上之郷・中・伏見）に提出する。									
	②認定通知									
	申請内容を審査して認定の可否を決定し、認定番号、認定年月日、草刈り実施箇所及び実施月を記した認定通知書により通知する。					申請内容を審査して認定の可否を決定し、認定番号、認定年月を記した認定通知書により通知する。				
	③変更等申請									
	認定された内容に変更が生じたとき、又は認定を解除しようとするときは、認定事項変更等申請書に変更内容、変更・解除理由を記入し、送信または提出する。									
	③-2申請方法									
	ア：二次元コードを読み込み、スマートフォン等を使用し町へ送信する。 イ：申請書を、役場又は3地区出張所（上之郷・中・伏見）に提出する。									
	④活動実施									
	・認定された町有地の草刈りを行う。 ・実施箇所の詳細及び実施時期について所管課と協議の上で草刈りを行う。					・町の指定する町有地の草刈りを行う。 ・1回30分以上の草刈りを行う。				
	⑤活動報告									
	活動を実施した場所ごとに、団体名、代表者名、草刈り実施箇所、活動日時を記入し、活動した場所の着手前と着手後の比較できる写真を添付して報告する。					活動を実施した日ごとに、住所、名前、草刈り実施箇所、活動日時を記入し、活動した場所の着手前と着手後の比較できる写真を添付して報告する。				
⑤-2報告方法										
ア：二次元コードを読み込み、活動写真データを添付し、スマートフォン等を使用し送信する。 イ：活動報告書に活動写真をプリントアウトして添付し、役場又は3地区公民館に持参又は郵送する。										
⑥報奨金交付の決定					⑥ポイントの付与及び報奨金交付の決定					
活動報告ごとに内容を審査し、報奨金の交付を決定する。ただし、同一の箇所に対する交付は3回を上限とする。報奨金の交付を決定したら、交付決定通知書により通知する。					活動報告ごとに内容を審査し、30分ごとに1ポイントを付与する。4月1日から3月31日までの合計ポイント数に、300円を乗じた額（上限3万円）を報奨金の額として交付を決定し、交付決定通知書により通知する。					
⑥報奨金交付										
交付決定通知後に指定の口座に報奨金を振り込む。										
その他	活動中の事故及び紛争については、みたけ草刈りサポーターの責任によって処理するものとし、作業内容に応じて傷害保険及び賠償責任保険に加入するなど必要な措置を講じるものとする。					活動中の事故及び紛争については、みたけ草刈りボランティアの責任によって処理するものとする。ただし、損害保険及び賠償責任保険は町が加入するものとする。				